

令和 6 年度 事業計画書

目 次

I	基本方針	1
II	重点目標	1
III	事業活動計画	2
1.	社協基盤・財政基盤の確立と強化	2
2.	部会活動の推進	2
3.	安心・安全な地域づくり	3
4.	ふれあい、支えあう地域づくり	4
5.	適切な支援につながるができる地域づくり	5
6.	人が学び育つ地域づくり	7
7.	老人福祉センターの指定管理	8

令和 6 年度 事業計画

I 基本方針

今日、社会福祉協議会を取り巻く状況は、コロナ感染症が2類から5類へと移行され、私たちの日常がコロナ禍以前に戻りつつある中、依然として少子高齢化や人口減少の進展等、地域経済の衰退やライフスタイルの変化により、家族の結びつきや地域のつながりの希薄化が危惧されています。

一方で、一人暮らしの高齢者や障害者の見守り・声かけ・子育て家庭との交流、ヤングケアラーのサポート、子どもの居場所づくり、移動・外出支援、ひきこもり・虐待への対応など、地域福祉ニーズが多様化・複雑化しています。

このような問題を、本会において、府内各市町村社協における実践をもとに情報の共有や意見交換を行うとともに、現在、国で検討されている最近の状況も踏まえながら今後の目指すべき視点について考慮し、「第3次井手町地域福祉活動計画」の趣旨に従い、今後も、地域課題の解決に努め、「支えあい 認めあい みんなでつくる 井手のまち」の将来像の実現を目指して、事業に取り組んでいきます。

II 重点目標

- 1 地域福祉活動・在宅福祉活動の推進
- 2 ボランティア活動の推進と支援
- 3 社協基盤・財政基盤の確立と強化
- 4 「災害ボランティアセンター」活動の推進
- 5 「第3次井手町地域福祉活動計画」の推進

Ⅲ 事業活動計画

1. 社協基盤・財政基盤の確立と強化

(1) 三役会、理事会、評議員会の開催、監事監査

(2) 社協財政基盤の確立

社協会員への加入を促進し、特別会員、賛助会員の拡大と会費の増収を図り、自主財源の確保に努めます。

(3) 社協事務局基盤の強化

社協の運営と事務局体制の強化、社協事業の円滑な推進を図るため、組織の活性化に努めます。

2. 部会活動の推進

(1) 部会活動の推進

専門部会は社協の中核的な活動体であり、地域福祉・在宅福祉推進の要として積極的な活動を図ります。各部会との連携、協調に努めます。

専門部会名	内容
調査広報部会	広報誌の発行 調査活動の実施
住民福祉部会	社協組織、財政基盤の確立と強化（社協会員の拡大と会費の増収） 共同募金、歳末たすけあい募金運動の推進
女性児童福祉部会	わかば会（ひとり親家庭の会）の支援 児童・青少年福祉活動の推進 子育て支援活動の実施
高齢者福祉部会	敬老祝賀式の開催 ほほえみ会（ひとり暮らし高齢者）交流会の支援
障がい者福祉部会	「障害者週間」啓発事業の実施 いでの里納涼祭の支援 特別支援学校との交流

3. 安心・安全な地域づくり

(1) 災害ボランティア活動の推進

事業名	内容
災害ボランティアネットワーク連絡会の運営	平常時から連絡会を開催し、災害時に機能する災害ボランティアセンターの活動体制の整備を関係機関と進めます。
災害ボランティアの育成	災害ボランティアの育成を目的とした住民向けの研修会や訓練などをおこなうことにより、災害ボランティア事前登録者(スタッフ)数の増員を図ります。

(2) 安心して生活できる環境の整備

事業名	内容
あいか(福祉移動サービス事業)	単独で公共交通機関を利用することが著しく困難な人の通院・公的機関への送迎を、運転協力会員(ボランティア)の協力を得ておこないます。
I D E C A (いでか)	高齢者の福祉活動への参加や、公共交通機関や公共機関までの移動が困難な方などの移動手段の確保のため、送迎をおこないます。また、利用メンバーの募集をおこないます。

(3) 権利擁護体制の強化

事業名	内容
福祉サービス利用援助事業	認知症高齢者や判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス利用の手続きや日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理や預貯金通帳などの預かりをおこないます。また、必要に応じて成年後見制度の利用につなげます。

4. ふれあい、支えあう地域づくり

(1) 地域の見守り・支えあいの充実

住民主体のまちづくり活動を促進するため、ボランティアや各種団体活動の活性化を促進するとともに、地域を担う人材育成・地域福祉の担い手づくりをすすめます。

併せて、住民の地域生活課題への関心や意識の向上を促すことにより、主体的に地域福祉活動に参加する土壌づくりを促進します。

事業名	内容
ボランティアセンターの運営	ボランティアに関する相談、情報の提供、ボランティア講座や研修会・交流会の開催による学びの場づくり、関係機関との連携強化など、ボランティア活動がスムーズにおこなえるよう活動をバックアップするボランティアセンター機能の充実を図ります。
ボランティア団体への活動助成 (共同募金配分金)	活発な活動をおこなうボランティア団体へ、その実績や活動計画に応じた規模で助成をおこない、ボランティア活動の発展と継続を支援します。
「ボランティアセンターだより」の発行	月1回、町内のボランティア活動に関する情報を紹介した「ボランティアセンターだより」を発行し、ボランティアに関する広報・啓発活動を促進します。
地域福祉活動講座	地域で福祉活動をおこなう人のスキルアップや地域福祉活動の担い手の拡充、また地域福祉活動への理解と関心を深める機会として、各種講座を開催し、多くの住民が地域福祉活動に参加する地域を目指します。
地域福祉推進員による見守り活動	各地区の地域福祉推進員が、ひとり暮らし高齢者など安否確認や見守りが必要と考えられる住民を定期的に訪問し、地域の中で発生する様々な福祉課題の早期発見、問題の深刻化を防ぎます。
地域福祉推進員によるミニサロンの開催	各地区において、地域福祉推進員が中心となってミニサロンを開催し、仲間づくり、元気づくり活動として相互の見守り、安否確認など、日頃から地域での支えあいを促します。
ハローサービス活動	希望されたひとり暮らし高齢者などへ電話で安否確認をおこないます。
フレンドリーサポート事業	日常生活において、何らかの援助を必要とする住民に対し、地域の協力者が家事援助などのサービスを提供します。また、事業の充実を図るため、広報紙での加入の呼びかけ、会員へのきめ細かな相談・助言などをおこないます。

(2) 住民相互の交流促進

地域住民がふれあい、支えあう地域づくりを進めるためには、地域住民や地域活動団体、企業や行政など地域の多様な主体が参画することで、人と人とがつながる地域づくりが必要です。そのために、交流の場や居場所の充実を進めるとともに、世代間・多文化間の交流や各種活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ることにより、住民相互

の交流を促進します。

事業名	内容
ふれあい福祉まつり	地域住民、福祉関係者、ボランティア、各種団体及び企業が互いに協力し合い、地域福祉活動に対する理解を求め、地域福祉のネットワークがさらに広がることを目的として開催します。
敬老祝賀式 (町受託)	多年にわたり、地域社会の発展のためにご尽力いただいた高齢者の方々を敬愛し、長寿を祝う敬老祝賀式を開催します。
子育てサロン	就園前の乳幼児と保護者を対象に、親子で安心して遊べる居場所づくり、子育ての不安感や孤独感、ストレスを緩和することを目的としたサロンを開催し、保護者同士の交流を図ります。
わくわくバス遠足	就園前の乳幼児と保護者を対象に、バス遠足を実施し、保護者同士、子ども同士の交流促進を図ります。
社協♡生き生きサロン	65 歳以上の方及び障がいのある方を対象に、サロンを開催し、参加者の交流及び生きがい促進と閉じこもり防止を図ります。また、他団体との連携によって、より多彩な内容となるよう努めるとともに、気軽に参加できるサロンを目指し、啓発をおこないます。
社協♡生き生き体操教室	概ね 70 歳以上の方を対象に、体操教室を開催し、参加者の交流及び健康づくりを推進します。
HAPPY カラオケサロン	65 歳以上の方を対象に、カラオケを通して会話がはずみ、明るく元気な時間を過ごすことができ、参加者同士の交流の場や、生きがいの促進、閉じこもり防止を図ります。
生きがいづくりのためのサークル活動	退職した住民の生きがいづくりや仲間づくりができるサークルの発足、新型コロナウイルス感染症対策をおこなった上でのサークル活動の場の提供など、サークル活動を支援し、その活性化や充実を図ります。
世代間交流の推進	高齢者が昔の遊びなどを子どもや若者に伝えるなど、多世代が交流できるイベントの開催を図ります。
地域の気軽な居場所づくり	子どもや親、高齢者や障がいのある人など、誰もが気軽に立ち寄り交流できる多様な居場所づくりを進めます。
各種器材の貸出	住民団体が地域でおこなう行事やイベントなどに必要な器材や用具（ゲーム、調理器具など）を貸し出します。

5. 適切な支援につながることのできる地域づくり

(1) 包括的な支援体制の構築

少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加、地域住民のつながりの希薄化などにより、社会の構造変化が急速に進むなか、多様なニーズに対応するため、多機関と連携

し、包括的な相談支援体制、情報提供体制の充実を図ります。

事業名	内容
心配ごと相談事業 (町受託)	老人福祉センターにおいて生活上の様々な相談に応じる相談所を開設し、必要に応じて行政や、法律・福祉などの専門機関へつなぎます。また、電話相談も併設することにより、利用しやすい相談所を目指します。
ほほえみ会(ひとり暮らし高齢者の会)	ひとり暮らし高齢者の仲間づくり、生きがいくりに向けて、懇親会などを開催します。
山吹体操クラブ (町受託)	座ってできる簡単な転倒予防体操教室を月2回開催します。
高齢者健康相談事業 (町受託)	保健師による健康相談と血圧測定を月2回おこないます。
介護予防運動リーダー研修会 (町受託)	体操やゲームなど、介護予防につながる研修会を年3回開催します。
地域介護予防活動支援事業 (町受託)	地域ごとの介護予防活動に人材を派遣するなどの支援をおこないます。
配食サービス事業 (町受託)	月2回、ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯などを対象に担当民生委員がお弁当を自宅まで届けることで安否確認もおこないます。
家族介護者交流事業 (町受託)	在宅で介護されている方を対象に、年2回交流会を開催します。
寝具洗濯乾燥消毒事業 (町受託)	日常使用している寝具類を年2回、洗濯乾燥消毒します。
軽度生活援助事業 (町受託)	日常的に支援が必要な高齢者を対象にヘルパーを派遣し、家事援助をおこないます。
高齢者世帯電気、ガス設備の無料点検事業	高齢者世帯の方々が安心して暮らせるよう、関係機関と協力して火災防止を図るとともに、安否確認をおこないます。
夏期見舞金	在宅で生活されている寝たきりや認知症の高齢者、重度障がい者を対象に、年1回見舞金を支給します。見舞金は、全戸配布の広報紙で周知します。
車いすの貸出	障がいのある人などに車いすを短期間貸し出します。
自治会・子供会への活動助成	自治会・子供会活動を推進するために、活動費を助成します。
老人クラブ活動助成	老人クラブに活動費を助成します。
社会福祉団体等育成指導費 (共同募金配分金)	福祉団体等に育成指導費を助成します。

(2)一人ひとりに寄り添う支援の充実

事業名	内容
井手町わかば会 (ひとり親家庭の会) の育成・支援	わかば会の事務局として、総会や各種交流レクリエーション活動を支援します。
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯や失業や減収により生計の維持が困難となった住民に、目的に応じた資金を貸し付けるとともに相談援助をおこない、暮らしが安定するよう支援します。
特例貸付フォローアップ相談・支援事業	「温ったか京都・寄り添いワーカー」を配置して、プッシュ型の償還支援や生活相談・支援の推進、関係機関と連携した地域のセーフティネットの充実を図ります。

6.人が学び育つ地域づくり

(1)福祉学習・人権教育の推進

地域福祉を推進するためには、住民による地域福祉における問題の共有化と問題意識の向上が必要です。住民・行政・各種団体などと連携を図りながら、地域福祉に関する学習機会の充実、福祉教育の推進、積極的な広報、地域福祉意識の啓発などをおこなうことにより、住民の地域福祉活動に対する主体的参加の促進を図り、将来の担い手育成を図ります。

事業名	内容
懇談会やワークショップ	住民懇談会や地区別住民ワークショップなどを実施し、住民の声、地域の課題、問題意識などを住民同士が共有する機会とします。また、継続的に開催することで、地域の課題把握、ネットワーク化、地域福祉活動の活性化を図ります。
「社協だより」「社協通信」の発行（全戸配布）	社会福祉協議会の活動や地域福祉に関する情報を掲載した「社協だより」を年2回、「社協通信」を月1回発行し、福祉活動の啓発を図ります。
ホームページやSNSによる情報発信	より多くの方に情報を届けるため、広報紙だけでなくホームページやSNSなどによる情報発信をおこないます。
社会福祉協議会会員増員運動	サロンやイベントなどの機会を活用しPR活動を実施することで、社会福祉協議会の増員運動を推進します。
地域福祉推進員研修	地域福祉推進員を対象とした研修会を開催し、活動の目的を明確にするとともに、各地区間の交流を図ります。

「障害者週間」啓発事業	障がい者福祉への理解を深め、障がいのある人のあらゆる分野への参加意欲の向上を目的とする「障害者週間」について、広域市町（綴喜二市二町）の社会福祉協議会による合同事業として記念式典、ポスター掲示、啓発グッズの町内施設での配架などを実施します。
疑似体験機材の貸出	高齢者や障がいのある人への理解の促進、福祉教育・ボランティア学習の推進のため、疑似体験セット、車いすなどの福祉機材の貸出をおこないます。
福祉協力校の指定・活動助成 (共同募金配分金)	今後の地域福祉の担い手となる、小中学校の児童・生徒に対して、社会福祉に関する意識の高揚を図るため、福祉の実践学習をおこなうことを目的に福祉協力校の指定をおこない、社会福祉協議会も積極的に運営に関わりながら、地域の高齢者との交流やボランティア活動を進めます。
福祉教育（小学生）の推進	普段の生活や学習の中で福祉を学ぶため、町内の小学校に講師を招き、障がいや認知症、手話や点字のことを学びます。また、肢体不自由者の疑似体験などをおこなうことで、日頃見過ごしてしまう普段の暮らしの問題に気づく福祉教育を、小学校と共同でおこないます。
社会福祉体験学習（中学生）の推進	中学生が、福祉体験学習を通じ、「高齢や障がいの有無などに関係なく、共に暮していく」という考え方を学ぶ機会を創出し、地域社会の様々な社会資源において高齢者や障がいのある人たち、乳幼児とのふれあい・交流を通して、命の尊さや思いやり、やさしさ、人としての本当の強さを養います。
特別支援学校との交流	障がいの有無に関わらず、様々な人との交流機会の拡大及び充実を図るとともに、交流の場への積極的な参加の促進を図ります。

7. 老人福祉センターの指定管理

(1) 老人福祉センター玉泉苑・賀泉苑の指定管理

適切な施設の運営管理をおこない、利用者への良質なサービスの提供、利用促進を図ります。